

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

香川県病院事業管理者 太田吉夫

香川県病院局管理規程第4号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号。以下「条例」という。）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）及び職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）に定めるもののほか、<u>病院局の企業職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である者を除く。）</u>の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与)</p> <p>第2条 病院局の企業職員で常時勤務に要するもの及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の額、支給条件及び支給方法は、この規程に定めるもののほか、<u>当分の間、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）</u>、香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「一般職任期付職員条例」という。）の適用を受ける者の例による。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>一般職任期付職員条例第2条第1項の規定</u>により任期を定めて採用された職員の給料表は、同条例第4条第1項に規定する給料表の例による。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号。以下「条例」という。）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）及び職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）に定めるもののほか、病院局の企業職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与)</p> <p>第2条 病院局の企業職員で常時勤務に要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の額、支給条件及び支給方法は、この規程に定めるもののほか、<u>当分の間、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）</u>、香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）の適用を受ける者の例による。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定</u>により任期を定めて採用された職員の給料表は、同条例第4条第1項に規定する給料表の例による。</p>

(初任給調整手当)

第8条 初任給調整手当については、給与条例及び一般職任期付職員条例の適用を受ける者の例による。この場合において、初任給調整手当に関する規則（昭和36年香川県人事委員会規則第9号）第6条第1項中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）別表第12」と、同条第2項及び第3項の規定中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程別表第12」とする。

(扶養手当)

第8条の2 条例第6条第1項の管理者が定める管理又は監督の地位にある職員は、行政職給料表の適用を受ける職員であってその職務の級が9級であるもの又は医療職給料表（一）適用を受ける職員であってその職務の級が4級であるものうち、別表第13の左欄に掲げる職にあり、かつ、同表の右欄に掲げる割合が100分の25又は100分の20である職員とする。

2 扶養手当の月額は、行政職給料表の適用を受ける職員であってその職務の級が8級であるもの又は医療職給料表（三）の適用を受ける職員であってその職務の級が7級であるものうち、別表第13の左欄に掲げる職にあり、かつ、同表の右欄に掲げる割合が100分の15又は100分の10である職員にあつては、条例第6条第2項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき3,500円、同項第2号に掲げる扶養親族については1人につき1万円とする。

3 前項の者以外の職員の扶養手当の月額については、給与条例及び一般職任期付職員条例の適用を受ける者の例による。

(特殊勤務手当の種類)

第9条 略

(期末手当及び勤勉手当)

第20条 期末手当及び勤勉手当については、給与条例及び一般職任期付職員条例の適用を受ける者の例による。この場合において、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）第5条の2中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）別表第13」と、同規則第5条の3中「別表第2」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程別表

(初任給調整手当)

第8条 初任給調整手当については、給与条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける者の例による。この場合において、初任給調整手当に関する規則（昭和36年香川県人事委員会規則第9号）第6条第1項中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）別表第12」と、同条第2項及び第3項の規定中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程別表第12」とする。

(特殊勤務手当の種類)

第9条 略

(期末手当及び勤勉手当)

第20条 期末手当及び勤勉手当については、給与条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける者の例による。この場合において、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）第5条の2中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）別表第13」と、同規則第5条の3中「別表第2」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与

第14」と、同規則第5条の4中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程別表第13」とする。

別表第10（第7条関係）

職	区分
略	
略 白鳥病院事務局長 白鳥病院副院長 院長補佐 略	略
略	

別表第13（第8条の2、第20条関係）

略

に関する規程別表第14」と、同規則第5条の4中「別表第1」とあるのは「香川県病院局企業職員の給与に関する規程別表第13」とする。

別表第10（第7条関係）

職	区分
略	
略 白鳥病院事務局長 院長補佐 略	5種
略	

別表第13（第20条関係）

略

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。